

会計年度任用職員の育児休業の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、育児休業の取得に係る要件について、見直しを行う。

2 改正内容

（1）子の出生後8週間以内の育児休業

子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件を以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでない	子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に任用されないことが明らかでない

（2）子の1歳以降の育児休業

子が1歳6か月に達する日までの育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう要件を見直す。

子が2歳に達する日までの育児休業についても同様に見直す。

3 実施時期

令和4年10月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、関連する諸制度に影響がある場合は、所要の見直しを検討する。